

## 令和元年度第4回市川市教育振興審議会 会議録

- 1 開催日時 令和元年10月16日(水)15時30分から17時30分
- 2 場 所 市川市鬼高1丁目1番4号  
生涯学習センター(メディアパーク市川)3階 市川市教育センター 第3研修室
- 3 出席者(敬称略)
  - (1) 会 長 天笠 茂
  - (2) 副 会 長 黒木 政継
  - (3) 委 員 池谷 佳子  
晒科 里美  
松本 浩和  
角谷 好枝  
富家 薫
  - (4) 臨時委員 貞廣 斎子
  - (5) 事 務 局 田中 庸恵(教育長)  
松丸 多一(教育次長)  
松尾 順子(生涯学習部長)  
根本 泰雄(生涯学習部次長)  
小倉 貴志(学校教育部長)  
川又 和也(学校教育部次長)  
池田 孝広(教育総務課長)  
吉田 直美(同課主幹)  
須志原 みゆき(同課副主幹)  
加澤 俊 (同課主任)  
鎌形 秀昭(教育施設課長)  
小笠原 勝海(同課主幹)  
安藤 徹哉(同課主査)  
石野 格(同課主査)  
石田 清彦(学校安全安心対策担当室長)  
大根田 芳光(同室主査)
- 4 議 題 「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」の答申について
- 5 提出資料
  - (1) 次第・委員名簿
  - (2) 答申書(案)
  - (3) 第4回市川市教育振興審議会資料
  - (4) 資料4:将来(概ね10年後)過小規模となる学校

【15時30分 開会】

○ 天笠会長

只今から、令和元年度第4回市川市教育振興審議会を開催いたします。本日の会議は、審議会委員12名のうち8名出席で、市川市教育振興審議会条例第6条第2項の規定により成立いたします。会議終了時刻は17時30分を予定しております。審議の状況によりましては、多少前後することもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」及び「答申」です。審議に先立ち、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第7条の規定に基づき、本日の議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。

事務局にお尋ねします。本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由はございますか。

○ 教育総務課長

本日の議題に非公開事由はございません。

○ 天笠会長

それでは、会議を公開することとしてよろしいかお諮りいたします。いかがでしょうか。

○ 委員全員

【異議なし】

○ 天笠会長

ご異議なしと認めます。それでは、本日の議題に係る会議を公開することと決しました。傍聴者がいらっしゃいましたら、入場を認めます。

○ 教育総務課長

傍聴者1名です。

【傍聴者入場】

○ 天笠会長

本日は、教育委員会から諮問された「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」に対する答申を決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第1に入ります。事務局から説明をお願いします。

○ 石田学校安全安心対策担当室長

前回のご審議を踏まえて答申案をまとめてございますので、こちらを使って説明させていただきます。答申案をご覧ください。表題から記書きまでは、本審議会条例に基づき答申する旨を記載しております。

「1. はじめに」より説明させていただきます。諮問書の諮問理由にも記載させていただきますし

たとおり、児童生徒の生きる力を育むことのできる学校教育を保障するために、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」を踏まえ、具体的な方策を推進することが重要となっていること、それから、市川市ではこれまでも目指す教育の姿として、学びと育ちの連続性を大切にした教育を進めており、その具現化を目指す義務教育学校「塩浜学園」では、当初期待されていた教育効果が表れていること、そして、平成 29 年告示の小・中学校学習指導要領では、義務教育 9 年間を見通して必要な資質・能力の育成を目指す教育を求めていること、これらを背景として、義務教育学校はその設置や学校運営の在り方等、具体的な方針を示すことが必要となっておりますことから、教育委員会から諮問を受けて答申に至った経緯を記載してございます。また、答申の活用についても触れさせていただいております。

次に、「2. 方針の策定のための基本的な考え方」についてです。はじめに、「(1) 小中一貫教育の推進」です。ここでは、市川市がこれまで進めてまいりました、学びと育ちの連続性を大切にした教育を基本として、塩浜学園の一貫教育の在り方に関する研究のまとめ、また、国の動向を踏まえて、義務教育学校設置の方向と学校運営の在り方を審議の視点としたことをまとめてございます。次に 2 ページ、「(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」でございます。ここでは、義務教育学校の設置は、児童生徒数の減少を背景として、既存の小・中学校から移行することを基本といたしまして、適正規模・適正配置に関する方針を踏まえて、学校規模、通学区域、施設等の考え方を審議の視点としたことを記載してございます。

次に「3. 義務教育学校設置の方向」でございます。前段には、義務教育学校制度の趣旨、塩浜学園の研究のまとめ、国の動向等を踏まえて、市川市における設置の方向と学校運営の在り方等について審議したことを記載してございます。そこで、(1) には塩浜学園の小中一貫教育研究による成果と課題、(2) には国の動向として、小学校高学年における専科指導の拡充について記載をしております。そして、それらをもとに、3 ページ、「(3) 義務教育学校設置の方向」をまとめさせていただきました。ここは、前回、審議の中心となったところでございますので、読ませていただきます。「小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校では、児童生徒の成長や教職員の指導の面で高い効果が見られるとともに、小学校高学年での専科指導を継続的に実施する体制を整えることができる。このことから、「学び」と「育ち」の連続性を大切にした教育を進める市川市において、義務教育学校の設置は「推進」する方向とされたい。但し一定期間において、市内全体に義務教育学校を設置することは難しいことから、まずは、条件の整ったところから、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図っていくようにされたい。」といたしました。次に、「(4) 義務教育学校設置を推進する上での留意点」でございます。ここも、審議の中心となりましたので、読ませていただきます。「学校等の状況によって義務教育学校の設置が難しい地域においては、既存の小・中学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で 9 年間の教育を行う小中一貫型小学校・中学校の選択も含め、義務教育学校と同等のカリキュラムのもとで、小中一貫教育を推進する体制を整えられたい。また義務教育学校設置の推進にあたっては、学校運営上の課題に注目し、教育委員会の対応策を、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に盛り込まれたい。このことにより、持続可能な体制の具現化に期待したい。さらには、義務教育学校を経験した教職員の知見が市内全体に広がり、小中一貫教育の推進に活かされることを期待したい。」といたしました。今ご説明いたしました、小中一貫型小学校・中学校について、少し説明をさせていただきます。別紙資料の 2 ページをご覧ください。

小中一貫型小学校・中学校と申しますのは、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し9年間の継続性を確保した教育課程を編成・実施する学校でございます。併設型小・中学校は設置者が同じ場合、連携型小・中学校は設置者が異なる場合に設置できる学校でございます。市川市の場合は小・中学校の設置者が同じでございますので、併設型小・中学校となります。この併設型小・中学校には、義務教育学校と同様に一貫教育の軸となる新教科等の創設、また、学校段階間での指導内容の入れ替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例の実施が設置者の判断によって認められます。また、9年間一貫した指導を実施したり、4-3-2制、または5-4制などの柔軟な学年段階間の区切りを設定したりして、教育活動の取組を行うことができます。

では、答申案に戻ります。3ページの「4. 義務教育学校設置に係る条件」について、ご説明いたします。前段には、既存の小・中学校から義務教育学校に移行する際の条件となる、設置の進め方や学校規模、通学区域、施設等の考え方について、適正規模・適正配置に関する方針を踏まえて審議したことを記載してございます。まず、「(1) 義務教育学校設置の進め方」でございます。ここでは、義務教育学校設置の進め方として、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が示す三つの適正配置の方策、学区の見直しと学校統合と義務教育学校設置ですが、そのうち、義務教育学校の設置を優先して検討の対象とするなどして進めるよう記載をしております。そこで先程ご説明いたしました、別紙、4の資料をご覧ください。この資料は、黒木副会長より、適正規模・適正配置に関する方針を踏まえて過小規模校となる学校について具体的に教えてほしいということがございましたので、準備させていただきました。今後、これらの学校が義務教育学校設置を優先して検討する対象になるものと考えられます。赤数値は、過小規模で適正配置がすぐにでも必要となる学級数を示しております。ただし、義務教育学校設置の是非につきましては、通学区域の状況や通学距離、学校規模等を考慮した上で、対象となる学校の教職員や保護者、地域関係者と十分に協議をして検討していくことが重要だと考えております。次に、「(2) 学校規模の考え方」についてご説明いたします。こども議論の中心となりましたので、読ませていただきます。「学校規模は、市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針が示す小・中学校の適正規模を、前・後期課程の基本としつつ、義務教育学校の特性に応じて柔軟に捉えられたい。具体的には、学校としての一体感を保ち、9年間の連続性が図られる規模とするとともに、前期課程高学年の専科指導や異学年交流等、小中一貫教育の取組が十分に推進される規模とされたい。なお、今後、義務教育学校の設置によって得る多くの経験的知見によって、義務教育学校の適正規模を市川モデルとして示されることを期待したい。」と記載してございます。義務教育学校の適正規模を考えるにあたりましては、本市では塩浜学園の事例がございまして、今年度の学級数は前期課程6学級、後期課程8学級の14学級となっております。前回お示ししました、教職員の意識調査の自由記述でも、一つの学校として今の人数と制度で運営していくのはとても難しいという声がございました。しかし、これ以上の学校規模となっておりまいますと、市川市としては経験がございませんので、どの辺りが適正なのか、上限はどれくらいなのかといったことについてはまだ十分な検証ができない状況にございます。このことから、今後、義務教育学校の適正規模につきましては、義務教育学校を設置することによって得る多くの経験的知見をもとにして検討してまいりたいと考えます。参考資料でございますが、別冊資料の1ページに、全国の義務教育学校の学校規模の調査結果を載せておりますのでご

覧ください。1 ページの資料 2 でございます。ここを見ますと、全国のおよそ 3 分の 2 が、9 学級から 27 学級になっていることが分かります。では、答申案に戻ります。4 ページ、「(3) 通学区域の考え方」についてご説明をさせていただきます。通学区域については、義務教育 9 年間の連続性を担保するために、小・中学校の通学区域が一致していることが望ましいといった意見が多くございました。しかし、一方では、現実的にはさまざまな地域特性や歴史的な背景があり、一律に進めることは難しいといったご意見もございました。このため、「小学校と中学校の通学区域の整合を図ることに努めることを前提として、義務教育学校の設置を推進されたい。」と記載させていただきました。ただし、義務教育学校を比較的広い地域を基盤として設置する場合は、通学区域以外に住むお子さんの入学希望等にどう応えていくかということも今後検討が必要となってまいりますので、義務教育学校が子どもや保護者の多様なニーズに応える学校である面にも留意することに触れさせていただきました。次に、「(4) 学校施設の考え方」についてです。学校施設につきましては、一体型校舎が望ましいとさせていただいた上で、隣接型や分離型で運営する場合には、学校運営上の工夫によって一貫教育の効果を高める工夫が必要であるとさせていただきました。次に、「(5) 既存の小・中学校から移行する上での留意点」です。具体的に進めていくにあたりましては、当該校の児童生徒、保護者、地域住民が協働して学校づくりを進められる体制を整え合意を図りながら進めること、また、そのための時間を設定することを記載いたしました。また、合わせて、学校運営協議会を中心として、地域ぐるみで 9 年間の成長を支える仕組みの充実にも触れさせていただきました。

最後に、「5. 市川市立義務教育学校の設置に関する方針の見直し」ですが、今後の社会の変化や制度の変更等に応じて、方針の見直しをするよう記載をしております。

なお、別冊資料 1 ページの資料 1 は、追加資料といたしまして、前回お示ししました、塩浜学園による小中一貫教育研究のまとめの児童生徒意識調査を掲載させていただいております。前回は、内部進級生と外部転入生を一つとしてお示ししておりましたが、今回、分けてお示しております。内部進級生と外部転入生では意識に大きな違いがあるということが分かりました。

以上、前回のご審議の内容を踏まえてまとめました答申書案についてご説明させていただきました。

#### ○ 天笠会長

それでは、この答申案につきまして、前回の審議を踏まえながら、ご意見を委員の皆さんからお願いしたいと思います。全体としては、これを皆さんの意見を踏まえながら、この方向でいかかかと、そして最後には、皆さんの意思をお尋ねすることになります。その前提として、皆さんからご意見をお願いしたいと思います。全体として、何かコメントがありましたらそれでも結構ですし、「はじめに」からでも結構ですので、お願いできればと思います。「はじめに」では、国の動向や市川市のこれまでの基本的な方針を踏まえて、そして、今回の答申についてのまとめの経過が記されています。その次に、「2. 方針の策定のための基本的な考え方」の「(1) 小中一貫教育の推進」、「(2) 市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置の方針」ということです。この辺りのことについて、いかがでしょうか。そこにありますように、市川市の教育の基本的な理念を踏まえ、その中でもとりわけ、教育の連続性、接続化ということを踏まえながら、2 ページにいけますが、中学校ブロック単位における指導の一貫化の取組等を通して、という

ことが記されております。その次の段落として、塩浜学園における取組と動向が記されておりますがいかがでしょうか。この文脈の中にこのところはこういう形で書き込んだらどうかとか、あるいは、細かな文書はともかくとして、こういう趣旨でこのところをこんなふうに加えたらどうかとかという観点からでも結構かと思えます。前回、私共が意見を申し上げさせていただいたことについて、こういう形で文章化され、まとめられています。そういう点では、前回ご発言いただいたこととこういう形で文章化されたことと等が整合されているかどうか、そういう観点からも見つめていただければと思います。また、それと同時に、ちょっとこの文章とはやや距離があるかもしれないけれどもご自身としての意見・感想もお話しされてもよろしいと思います。どこからでも結構です。そして、(2)で適正規模・適正配置の方針ということで、通学区域の見直しと学校統合と義務教育学校の設置の三つの方策が、今回の義務教育学校の答申の場合にはこれまでの方針と今回のそれとのつなぎ役で、この三つの方策というのが結構重要になっているということをご理解がいただけるのではないかと思います。大きな流れ、トーンとしては、人口減少に対応するということが、将来を見据えた時の一つの要因としてというのがこの答申の立場かと思えます。そういう点では、他の分野においても、さまざまな形で人口減に対してはその方策、対策が打たれていてということも十分に考えられるわけですが、こと、学校教育においてはこういう方向というのでしょうか、人口減少を見据えた、あるいは、市川市としての方向を見据えたこういうやり方だということまで出てくる、そういう背景が一つあります。ただ、それは単にサイズを合わせるということだけではなくて、もう一つは、これから市川市において将来的な義務教育の在り方をどういうふうに考えていくのかという、そのことと併せて問われているわけです。ですから、ただ単に小さな学校になる、子どもたちの数が少なくなるからこういう形で再編するんだというだけではなくて、一方においては、義務教育をどういう形で市川市として維持していくのかどうなのか。その場合に、維持ということよりも、これまで義務教育でなされてきた教育を将来に向けた時に、もう一段、あるいはもう二段、三段もレベルアップするというか、より質的に担う、そういう将来像ということがこの義務教育学校という中に込められていることではないかと思います。あえて言えば、教育の質をより求めていく、レベルアップしていくということです。これまでの義務教育学校は、どちらかと言うと、機会均等の名のもとにおいて、量的な整備に追われてきたということを含めて、そちらの方がということ、後者をたてるにしても、量を収容して、そして、量をこなすというのでしょうか、ですから、質を良くしていくということまでなかなか手が回らなかったところも含めて、義務教育はどちらかと言うと機会均等の建前のもとに量的な整備ということに追われてきた。それが、今申し上げたような現実の中で、減少というのを従来の質をそのまま維持していくということではなくて、21世紀の先を見据えた時にはよりレベルアップをしていくんだと、こういうことが方針の審議にあたって、「児童生徒数の減少を背景に、既存の小・中学校から義務教育学校へ移行することを基本」というのは、こういった背景があつてということですから、義務教育学校の質の保障というか、質のこだわりということがこの言葉に込められているということを抑えておく必要があると思います。さらに次の三つ目のところは、「義務教育学校設置の方向」ということです。塩浜学園の一貫教育のあり方に関する研究の成果が今回の答申の起点になっている一つだと思います。そのことが前回、ご説明がありましたし、そのエッセンスがこういう形で記してあるということです。その中には、(2)として、小学校における専科指導の拡充ということが書かれており、さらに、この先、塩浜学園の成果を市川市全体の教育の底上げというか、広がりを持ったものとしてということと同時に、(3)にあるように、「義務教育

学校を設置し、その牽引のもとで小中一貫教育の定着を図っていく」ということ、さらに、(4)として、既存の学校の枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の義務教育、要するに、全てすぐ義務教育学校にするというわけではない、そういう状況にあって、義務教育学校だけじゃなくて、市川市全体として小・中の連携とか小・中の一貫教育を推進していく、その中で義務教育学校を広げていくというような辺りのことが留意点としてまとめられているところだと思います。3 ページのここまでのところで、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○ 貞廣臨時委員

全体的に大変バランス良く、皆様のご意見を取りまとめていただいたというふうに読ませていただきました。これから申し上げることは、特に強調したいので構成をこのようにした方がよろしいのではないかとのご提案で、必ず修正してくださいということではございません。3 の最後の5行ですね、3 ページ目の4の直前です。義務教育学校設置の推進にあたっては、学校運営上の課題に注目して教育委員会がちゃんとサポートをするということを書いてくださっているかと思いますが、これは、ここに置かれていてもいいのですが、「4. 義務教育学校設置に係る条件」の方が少し納まりがいいように思いました。例えば、4 の「(2) 学校規模の考え方」のところを「学校規模・学校運営の考え方」にして、3 ページの下のところを持っていった上で、私は市川市の義務教育学校に大変大きな期待を、これは、私だけではなくて全国的にトップランナーですので、非常に期待されていると思いますので、今、4 の(2)では、学校規模を市川モデルとして示されることを期待したいということがありますが、学校規模だけではなくて、おそらく、学校の運営の在り方、または、教育委員会のバックアップ、サポートの在り方も含めて市川モデルとして示されることが期待されているかと思いますが、こちらにまとめてさらに踏み込んでいただければと思います。その方が、学校の先生方に見えやすくなって、ちゃんと教育委員会が助けてくれるんだと見えると思います。また、文言といたしましても、あまり踏み込んで書くと本当にすごくやらなきゃいけない感じで抑制的に書いていっちゃると思いますが、例えば、3 ページのところにあります、「教育委員会の対応策を、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に盛り込まれたい。」の後に、「このことにより、教育委員会のバックアップ及びサポートのもと、持続可能な体制の具現化に期待したい。」というふうに、少し教育委員会の役割を踏み込んで書いていただいてもいいかと思いますが、どなたもやったことのないパイロットプログラムに取り組んでくださる先生方が、お一人で、学校単体で暗中模索をしているわけではもちろんないのですが、その教育委員会のサポートがより見えるような形にいただき、それが全国に発信するというような形もあるかなと思います。意見です。

#### ○ 天笠会長

今の貞廣委員のご意見に付け加えさせていただくとしたら、そもそも小中一貫教育とか義務教育学校を設置して動かしていくということにあたっての教育委員会と学校との関係という辺りのところも、従来の教育委員会と学校の関係よりも、もう1歩も2歩も先に進んだ考え方というのを持たないといけないということです。従来の発想で義務教育学校あるいは小中一貫教育を進めようとするというのが全国では比較的多いのですが、そうするとそこではいろんな課題が出てしまうということです。例えで申し上げますと、飛行場を整備して飛行機を離着陸させることを

考えると、飛行場を作るのは明らかに教育委員会の仕事で、飛行機を飛ばすのは、校長がパイロットとして学校の仕事ということで、この両者がしっかりと向き合って一体として進めないと、飛行機も飛ばすことができないですし、安全に運行、離発着等々もできないということです。ですから、教育委員会はもっと積極的に飛行場整備にあたっていくと同時に、離陸をさせる支援をしっかりとしないといけないと同時に、飛行機の運用上の危機管理は機長が最大限の責任を負うということで、学校にしっかりと運営してもらわないとどこへ飛んでいくか分からないようなそういう状況になってしまうということですから、となく、教育委員会が丸投げになったり、片や、学校が機長に丸投げをしてあとはどうぞ飛ばしてくださいとなったり、片や、学校の方が今度はおんぶに抱っこのような形になってしまったりということで、貞廣委員のご意見はその辺のことを踏まえて改めて教育委員会とはという趣旨とか、考え方、狙いをこの答申、方針に盛り込むというニュアンスが、ご意見がこの中に含まれているというようにうかがわせていただきました。この辺りのところは、そういう点で十分に受け止めていただければと思います。他にはいかがでしょうか。ここまでのところが、基本的な方針とか方向性ということが記されていて、そして、次の4のところはどう進めていくのかという条件の話になっていきます。ここまでのところで、お気づきの点、ご意見等々ございましたらお願いできればと思います。改めて、前回の皆さんのご意見というのがこの文言等々に反映されているかということをご確認いただければと思います。

それでは、次の「4. 義務教育学校設置に係る条件」ということで、義務教育学校設置の進め方、学校規模の考え方、通学区域の考え方、施設の考え方、移行にあたっての留意点の5点が示されていますが、これらについてはいかがでしょうか。例えば、(3)について、ご意見はありませんでしょうか。また、この表現でニュアンスが伝わるかどうかということもあると思います。(3)の最後に「但し、比較的広い地域を基盤として義務教育学校を設置する場合は、義務教育学校が子どもや保護者の多様なニーズに応える学校である面にも留意されたい。」ということですが、この辺りはどうですか。

○ 黒木副会長

資料 4、依頼したものを出示していただきありがとうございました。その中で、三つの通学区域が出されておりますが、一つ気になったのが、今の通学区域の考え方です。通学区域の広さを考えた時に、五中ブロックですが、今、私は五中にも勤務させていただいております。学区の広さがこの地図では分かりづらいと思いますので、ご説明させていただきたいと思います。第五中学校が学区の中心にありまして、そこから大柏中学校は比較的近く、道路を隔てた辺りにありますが、柏井小学校は、だいたい子どもの足で歩いて40分から50分くらいかかります。また、大町小学校からは、中学校まで歩いては行けない距離です。バス通学している子どもたちが非常に多い学区です。ここが、第五中学校との義務教育学校になっていくと、学区的には非常に難しいところがあると考えています。ですから、ここのブロックを検討する場合には、小中一貫型の施設で考えるか、学区の示し方、区割りの仕方をどうしていくかということも考えていかないといけないと思います。そういう意味で、ここの文面は非常にありがたいと考えています。五中の方はぜひ検討していただければと思います。

○ 天笠会長

他に、委員の方どうですか。富家委員、どうぞ。



○ 富家委員

私は塩浜学園の小中一貫、義務教育学校にずっと関わって来ましたが、その時は、塩浜がすごく少ないので小中一貫になって新しく校舎ができて嬉しい気持ちでいっぱいでした。前回いただいた資料で、市川市全体の過疎化、子どもたちの推移の予測を見た時に、最初から黄色なんですよ。私たちが住んでいる地域の子どもは本当に少ないことが分かりました。私たちが住んでいるところは一番端っこで、市川市全体を考えたら、校舎を建てるのはすごくお金がかかりますよね。市川市全体の税金を使ってこんなちっちゃいところにそういうお金をかけてしまっていいのかなと感じてしまったんですね。いろいろな事情でとりあえずあそこに作ってみようということはあると思いますが、この先々を考えると、その大きなお金をかけて、小中一貫の学校をどこに作るのかということも、もちろん、学区もあるので大変だと思いますが、それも少し考えてみた方がいいのかなという感じがしました。

○ 天笠会長

そういうご意見を踏まえてこの文章がまとめられたということなのですが、その点からすると、必ずしもまだ今おっしゃったようなことが表現しきれていないんじゃないかと言うならば、何をどういうふうにすると今のご意思が少なからず痕跡が留められる、そういう観点で言っていたら。ただそこまでは現実にはなかなか大変ですのでね、どこに入れるかどうか検討がつかねるといふことかもしれませんけれども、この辺りのところはもう少し今おっしゃったような、例えば、市川市全体の状況を見ながら設置するところをさらに検討していく必要があるとか。

○ 富家委員

特にここに盛り込まなくてはならない文言があるということではありません。

○ 天笠会長

ご意見としてはということですね。今、通学区域の話について目を向けていただいています。富家さんの塩浜学園ですね、現実的にはこれはあり得ないと思いますが、大町小学校の方が、一番北の方ですよ、そこの方が塩浜学園に行きたいと希望を出したら、富家さんはだめだといえますか。

○ 富家委員

大変ですけど、ぜひ来てくださったら嬉しいです。

○ 天笠会長

ということが義務教育学校の一つの精神としてという考え方であるのかなのか。その辺のところはどうお考えになるのか。いや、やっぱり基本的にはお住まいの学区というのを市川市では設けているわけだから、その学区の中でというのが原則で、そこの方ではない方は基本的にはご遠慮願うべき話になるのかどうなのか、その辺のところもまたここで見据えていただいて、ご意見があればお願いしたいと思います。松本委員、どうぞ。

○ 松本委員

「4. 義務教育学校設置に係る条件」の「(1)義務教育学校設置の進め方」で、答申案として、義務教育学校の設置を三つの方策の中から優先することが書かれていますが、内容が3の(3)と被っているような感じなので、まとめた方が答申としては読みやすいと思いました。

○ 天笠会長

3 ページの1番上のところに、「(3)義務教育学校設置の方向」とあって、今ご指摘の4の「(1)義務教育学校設置の進め方」となっているところが重複している、このところのことを言われているというご指摘ですね。

○ 松本委員

はい。答申としては言いたいことをもう少し簡潔にまとめた方が読む方がメッセージを読み取りやすいと思いました。もう1点は、せっかくこの義務教育学校を導入していくのであれば、もっと柔軟な教育方針であったり、子どもたちの学ぶ機会も充実させたりしていければいいのではないかと思います。先程、天笠会長がおっしゃったように、単純に児童生徒数の減少だけではなくて、例えば、子どもを中心に学ぶ権利を保障するというような文言があれば、より、子どもたちを中心に子どもたちが学ぶ環境を整えていくための義務教育学校設置であるよというメッセージが伝わるのではないかと思います。また、それに対して、抜本的な考え方として地域や保護者の理解がなかなか得にくいと思いますので、子どもを中心に学ぶということを中心に据えているんだということがあれば保護者や地域の理解も得やすいのではないかと思います。そこが少し、児童生徒数の減少とか、客観的な条件は、言い方が悪いかもしれませんが、行政的な理由で義務教育学校を設置するということに読み取られるのは非常にもったいないなと思います。また、あまり具体的なことが書かれていない、非常にソフトな感じで書かれているので、あるいは、この後の教育委員会の方で出される方針に具体的なことがひょっとしたら書かれるのかもしれませんが、この答申案では具体的にいついつにどうするということが全く書かれていないので、そこはあえて書かれていないのかなと思いました。

○ 天笠会長

どうもありがとうございました。晒科委員、いかがですか。

○ 晒科委員

私もこちらに参加して実際に学校に見学に行ったのが、まなびくらぶができた時と、塩浜学園ができた時に見学させていただきました。実際にそちらにいらっしゃる先生にお話をうかがったときに、きちんとした具体的な方針が現場に示されていない、また、まなびくらぶも予算はもらえるけどそれをどうしていったらいいかという詳しいことはないというのが先生たちのご意見でした。塩浜の方も細かいところが示されていない。だから現場の先生は、その都度その都度すごく大変そうだったので、教育委員会の方でもっと具体的にサポートしていきますという文言が入った方がいいと感じました。また、最後の、4 ページの(5)の留意点では、「時間を十分に設定されたい」とありまして、塩浜ではどれくらい時間がかかったのかということが書かれていると具体的に分かりやすいと感じました。

○ 天笠会長

接続とか連続性という言葉で象徴されていると言えば象徴されていると言えますが、9年間でという、9年間のカリキュラム、これが制度的にかなり自由に作ることができるようになってはいるわけですが、それが意味生かしきれていないということが、今の話に関わってくるのだと思います。義務教育学校はそういう意味において、従来の6・3に比べれば、より柔軟に9年間の教育を組み立てたり実施したりできる点を持っているのだということで、これを生かさない手はないんじゃないかということ、あるいは、これを上手く効果的に使うとするならば、義務教育の質をもう一段引き上げることも可能なのではないかということにもなるのではないかと思います。その辺のニュアンスが、連続性を大切にするとか、接続という言葉に込められ過ぎてしまっていて、今申し上げたことが言葉としてなかなか出てきていないという言い方もできるのかもしれませんが。小学校高学年の専科指導の充実が続いて、9年間の比較的柔らかな教育課程、カリキュラムも作ってそこで教育活動を展開できるのも義務教育学校の持ち味ということは加えてもいいと思います。池谷委員、いかがですか。

○ 池谷委員

塩浜学園は、その前の塩浜小学校と中学校が別々に活動している時から近くの幼稚園に勤務していたので学校見学の折に様子を見させていただく機会が毎年ありました。立地的にも雰囲気も穏やかな感じで、本当に小学校と中学校が目前にあって、こんなに小規模の小学校だったら中学校と一体になってもきっと上手くいくだろうと個人的に思っていました。義務教育学校が市川市にできることはすごく期待が高かったと思います。現場の先生の声、そこにいくまでにどれくらいの期間で準備、小学校と中学校の先生同士が研修し合う、お互いを理解し合うためのカリキュラムづくりや教育課程の編成にどのくらいの時間を実際費やされたのかが良く分からないところがありました。全く文化の違う小学校と中学校が一つになるということは現場の先生のご苦労は本当に大変なものだと思いますし、今もいろいろな面でそうだと思うので、新しい義務教育学校の設置にあたっては、教育委員会のサポートはもちろんですし、教育課程づくりのカリキュラム編成にも、研修会など、先生をサポートしますよ、そしてそれが保護者の方のサポートにもつながりますよという一体的な案のようなものを示していただけるとより安心すると思います。第五中学校、高谷中学校、東国分中学校は地図で見てもすごく広いなというのが印象的で、通うとなると大変だろうと思われるので、スクールバスとか何か市がサポートする手段がこれから具体的に広がっていくような案が示されるような内容をいくつか用意してというのも大事だという印象を受けました。

○ 天笠会長

塩浜学園で、小学校は別のところで中学校になってから塩浜学園に入学するというケースがありますよね。その場合に、別の小学校に行っている本人や保護者がそれならば小学校の時から塩浜学園に行きたいという保護者の方もいらっしゃるのですか。例えば率的に言うと本当に限られた人たちなのか、どんな様子なのですか。どうぞ、ご自身の情報で知り得る限りで。

○ 富家委員

もともと新井小学校のお子さんの保護者の方が塩浜学園にバスでも来られますかということ  
で来た方がいらっしゃって、その方の口コミでどんどん広がっていったとうことがありました。

○ 天笠会長

それならば塩浜学園に1年生の時からいて9年間の教育を受けた方がとご判断される方  
と、それから、通学時間を考えた時には身近な小学校とご判断される方といらっしゃって、そう  
いう意味で言うと、塩浜学園の小学校に行く方と行かない方が選択ができていて、それを良  
とされているということですね。

○ 富家委員

塩浜学園は校区が広がったので、塩浜小学校と塩浜中学校以外のところも入れるように  
学区を広くしていただきました。

○ 天笠会長

義務教育学校というのは、ある種の運用上の、保護者や子どもの立場から選択の幅とい  
うのでしょうか、そういうことをどのように担保するのか、それを良とすることを、子どもや保護者の  
多様なニーズに応える学校だとか、そういう文言としてあるわけですが、その辺りが市民の方や  
保護者の方に義務教育学校の時の入学の在り方という時にご理解いただけるかどうかという  
辺りのこととしてこの文言はどうでしょうかというのが先程のお尋ねした点です。それぞれ皆さん  
からご意見をいただきました。角谷さん、いかがですか。

○ 角谷委員

9年間でという一連の流れが、自分も、自分の子どもたちも6・3で過ごしてきておますの  
で、6年生の子たちが中学生になる時に連続性ということもありましたが、これを理解するのが  
どういうふうになるのかなというのはあります。ただ、塩浜学園は立地的に良かったと思います。  
モデル校ですから、非常に力も入ります。私たち地域の者がやっていることもそうですが、モデ  
ル校になりますと一生懸命にやっていただけますし、こちらの考えもどんどん学校に言うこと  
もできます。こういう時にやはり地域の方の意見を取り入れるような体制がないと大変だと思  
います。なかなかニーズという言葉が難しく、どこまでお応えできるのか。私は八中ブロック  
です。でなかなかこの学校に到達するまでは非常に長い間になってしまうと思いますので、た  
だ本当にクラスが少なくなってくる学校で機能するのかどうか、子どもたちの教育としてど  
うなのかを考えた時に、やはり統合していった方がいいのだろうと、こういう形で作って  
いかないと、成り立っていかないんだろうと思っています。先程、先生がおっしゃったよ  
うに、教育の質を考えた時にそれを一番優先に考えていきたいなと思っています。地域  
として何か発信できることがあればしたいなと思っています。

○ 天笠会長

京都の大原をご存じだと思いますが、大原学院という小規模の義務教育学校がありま  
して、もうリタイアしていますが、初代の校長先生が設立の経過を一冊の本におまとめにな  
ったんですね。私はその図書紹介をたまたま仰せつかりまして、読ませていただいて紹介  
をさせてもら

ったのですが、その中にこんな文言が出てきます。従来の学校ではなく、従来の小学校でもなく、従来の中学校でもなく、新しいタイプの学校を目指すのだという意気込みで学校を成り立たせていくのだという一節があり、それをある意味一つの合言葉にしていく。どうしても学校という、我々も、もちろん保護者の方も 6-3 で強くそのもとで育てられてきましたので、どうしても従来の姿でしたらそれからいろんなことを見たり考えたりすることはできますが、そこを超えての方向性や在り方を探り出す、あるいは作り出したいのだということで進めていこうとしたのだということの一節です。著者の方も常に 6-3 の強い引力のもとからなかなか言うところには行ききれないということも折々にありながらということでその本をおまとめになったということです。私はそれを読んでいて、義務教育学校は従来の小学校でもなく従来の中学校でもなく新しい学校の、まさに 21 世紀の学校を目指そうとするそういう人々の心のあり様の結集の中に作られていくので、そういう中で、市川市は市川市民、地域にお住まいの方が、皆さんがこの義務教育学校を建てていく、作り出していくというプロセスがすごく大切なのではないかと思います。そういう点では、市川市はコミュニティ・スクールがこの話と非常に重なるということで、地域の方々が義務教育学校を作るということに関わりながら一緒に作っていくというあり様として、今回、義務教育学校をさらに発展、拡大させようとしたという方向がこの答申案の全体を規定しているということとして私は捉えたいと思っています。それが、それぞれの文言として記されたということだと思います。さて、皆さんにそれぞれご意見をいただきました。この後、基本的にこれについての賛成、反対の意思を表示していただくということをお願いしたいと思っています。それには、もう少しこの部分を確認めたいとか、この文章はもう少し構成を違えた方がよろしいのではないかと、うご意見もありましたが、もう少し皆さんのご意見を事務局にも聞いていただいてそれで次の段取りに持っていきたいと思っています。他にまだ気がついたこと、ご意見等々がありましたらお願いできればと思います。

○ 黒木副会長

いろいろなご意見が出たと思うのですが、多様なニーズに応えた学校づくりとか、必要な時間を十分に設定されたいと書かれてありますように、余裕を持って作られていくのかなと思っています。これからは新しいものを作っていくわけですから、こうしたいという決め方をしてしまうと限定されてそれ以上のものは生まれてこない。会長がおっしゃったように、新しい学校づくりをされるわけですから、柔軟に考えられて、もっと発展的に捉えて、余裕が持たされていて、この文言で非常に良いと私は思っています。

○ 天笠会長

今の私共の意見を聞いて、若干、皆さんの方で加筆修正についてご検討いただいております。意見があるかなしかと言ったら、ご覧のとおり意見があるんですね。ですから、そのまま良しとされましたということよりも、今の意見を踏まえてという形で出していただいた方が、我々としてはよりこれに賛成しやすいという形になると思いますので、今のそれぞれの意見をちょっと踏まえていただくのでしょうか。

○ 池田教育総務課長

ご意見をいろいろといただいておりますので、そちらを踏まえた形で中身を整理してもう一度

委員の皆様にお示ししたいと思います。

○ 天笠会長

それでは、5 時再開といたします。よろしくお願いいたします。

【休憩】

○ 天笠会長

それでは、説明をお願いします。

○ 池田教育総務課長

只今、お配りいたしました答申は案ということで、改めてご検討していただきますようお願いいたします。

○ 石田学校安全安心対策担当室

修正させていただいたところを説明いたします。まず、2 ページです。3 の上の 4 行です。「そこで、方針の審議にあたっては」のところです。ここでは、子どもたちを中心に教育の質の向上ということが議論されましたので、「そこで、方針の審議にあたっては、教育の質を向上させることを前提としながら、児童生徒数の減少を背景に」ということで、最初に教育の質の向上が大前提にあるところを加筆させていただきました。

また、2 ページ、3 の「(2) 小学校高学年における専科指導の拡充・小中連携の充実」です。国の方針としまして、専科指導の拡充ともう一つは小中連携の充実がうたわれておりますので、「(2) 小学校高学年における専科指導の拡充・小中連携の充実」として、3 ページ目の頭に、「また併せて、9 年間のカリキュラムを通して、小中学校間の円滑な接続と連携の取組の充実が求められている。」とさせていただきました。

その次の(3)ですが、今までは「義務教育学校設置の方向」となっておりましたが、これは(3)のある 3 の表題と同じでしたので、ここを、「義務教育学校設置の進め方」に直させていただきました。そして、市全体にバランス良くというお話がありましたので、その下の「但し一定期間において」のところに、「先ずは、市全体の状況を踏まえ」と加筆させていただきました。

そして、先程の 4 に入っておりました、「義務教育学校設置の推進にあたっては」から「三つの方策のうち、「義務教育学校の設置」を優先して検討の対象とするなどして進められたい。」の部分をごちらに持ってきまして、文章をつなげました。これで、進め方全体としての内容がまとまったと思います。

そして、4 につきましては、(1)を、「学校規模・学校運営の考え方」といたしまして、3 ページの下から 3 行目、「なお、今後、義務教育学校の設置によって得る多くの経験的知見によって、義務教育学校の適正規模及び学校運営の在り方を市川モデルとして示されることを期待したい。」、そして、4 ページ「また義務教育学校設置の推進にあたっては、学校運営上の課題に注目し、教育委員会の対応策を、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針」に盛り込まれたい。このことにより、教育委員会のバックアップ及びサポートのもと、持続可能な体制の具現化に期待したい。」というように、先程お話がありました、「教育委員会のバックアップ及

びサポートのもと」を加筆いたしました。

なお、(4)で、合意形成を図るために必要な時間についてもご意見をいただきましたが、これにつきましては、学校の状況や地域の状況によってかなり差が出てまいりますので、ここにつきましては、必要な時間ということでそのままにさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 天笠会長

先程皆さんからご意見をいただいたことにより、今、ご説明いただいたように加筆、修正等々が行われましたけれども、この件について、確認あるいはご質問、ご意見がありましたらお願いできればと思います。いかがでしょうか。もしなければ、ここで皆さんのご意思を確認させていただきたいと思っております。よろしいですか。

それでは、恐れ入りますけれども、挙手をお願いしたいと思います。今説明いただいたこの案を答申書として教育委員会に答申することに賛成の方、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

○ 委員全員

【挙手】

○ 天笠会長

全員賛成ということで、この答申案のとおり教育委員会に答申することと決しました。どうもありがとうございました。なお、ご覧のような形での加筆修正作業でありましたので、場合によっては語句の修正が必要な場合が出てくることもあるかもしれません。恐れ入りますが、その旨については会長一任ということでご了解いただけますでしょうか。

○ 委員全員

【了承】

○ 天笠会長

ありがとうございました。一任ということにさせていただきたいと思っております。そういう経過がありましたら、その報告を委員の皆さんにさせていただきますけれども、会長に一任していただいたということでこの答申案を答申にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○ 池田教育総務課長

それでは、天笠会長から田中教育長へ、「市川市立義務教育学校の設置に関する方針について」に対する答申書のご提出をお願いいたします。

○ 天笠会長

それでは、よろしく願いいたします。

【諮問書提出】

○ 池田教育総務課長

天笠会長、田中教育長、ありがとうございました。

○ 天笠会長

以上で本日の議題は終了させていただきましたが、事務局の方から連絡はありますでしょうか。

○ 池田教育総務課長

おかげさまで、審議会員の皆様から貴重なご意見を賜りまして、本日、答申をいただくことができました。誠にありがとうございました。今後の予定につきましては、本日の答申を踏まえて事務局にて「市川市立義務教育学校の設置に関する方針案」を作成いたしまして、11月7日開催予定の定例教育委員会でお諮りし、方針について決定していく予定でございます。事務局からは以上でございます。

○ 天笠会長

それでは、これをもちまして、令和元年度第4回市川市教育振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

**【17時30分 閉会】**